

相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 11 月

福島ガス発電株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公 告 の 日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦 覧 場 所	1
(4) 縦 覧 期 間	1
(5) 縦 覧 者 数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と

これに対する事業者の見解	10
--------------	----

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年9月16日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成28年9月16日(金)付けで、次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。(別紙1参照)

- ・福島民報（朝刊29面）
- ・福島民友（朝刊22面）

② 上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・自治体及び事業者ホームページへの掲載（別紙2-1～2-2参照）
 - a. 福島県ホームページに平成28年9月16日(金)から掲載
 - b. 当社ホームページに平成28年9月16日(金)から掲載

(3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎3箇所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

① 自治体庁舎

- ・福島県庁 生活環境部環境共生課（福島市杉妻町2-16 西庁舎8階）
- ・相馬市役所 生活環境課（10月10日まで 相馬市中村字大手先13 本庁舎1階）
（10月11日から 相馬市中村字北町63-3 本庁舎1階）
- ・新地町役場 町民課（相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30 庁舎1階）

② インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページ上における下記のウェブサイトで準備書及び要約書を公表した。
<http://www.f-gp.co.jp/eiap.html>（別紙3参照）

(4) 縦覧期間

平成28年9月16日(金)から平成28年10月17日(月)までとした（土曜日・日曜日・祝日を除く）。縦覧時間は、各縦覧場所とも午前9時00分から午後5時00分までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、平成28年9月16日（金）から平成28年11月1日（火）まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

- ① 縦覧者名簿記載者数 3 名
(内訳)・福島県庁 生活環境部環境共生課 0 名
・相馬市役所 生活環境課 1 名
・新地町役場 町民課 2 名
- ② 準備書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：3,600 回

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
平成 28 年 10 月 5 日(水) 18 時 30 分～20 時 05 分	新地町農村環境改善センター 大集会室 〔相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 40 - 1〕	24 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 28 年 9 月 16 日（金）から平成 28 年 11 月 1 日（火）まで

（縦覧期間及びその後 2 週間）

なお、郵送受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見用紙（別紙 4 参照）などにより、次の方法で意見を受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函（縦覧期間中受付）
② 当社への郵送による書面の提出（縦覧期間中及びその後 2 週間受付）

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 6 通（意見の総数：13 件）であった。

日刊新聞紙に掲載した公告内容
(福島民報、福島民友)

○ 平成 28 年 9 月 16 日(金)両紙掲載

お知らせ

環境影響評価法に基づき「相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画
環境影響評価準備書」を作成しましたので、公告いたします。

平成二八年九月十六日

福島ガス発電株式会社
代表取締役社長 石井 正一

【事業者の名称、代表者及び所在地】
名称 福島ガス発電株式会社
代表者 代表取締役社長 石井 正一
所在地 東京都千代田区丸の内一七七一

【対象事業の名称、種類及び規模】
名称 相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画
種類 ガスタービン及び火力(コパイロサイクル発電方式)
規模 出力五九万キロワット二基

【対象事業が実施されるべき区域】
福島県相馬郡新地町(相馬港二号埠頭、四号埠頭、四号埠頭埋立
工事、工業用地及び五号埠頭)

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
福島県相馬市、相馬郡新地町

【縦覧公表】
一、縦覧場所
福島県庁 生活環境部環境共生課
(福島市杉妻町一六六西庁舎八階)
相馬市役所 生活環境課
(相馬市中村字大手先一三本庁舎三階)
新地町役場 町民課
(相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田三〇庁舎二階)

二、縦覧期間
平成二八年九月十六日(金)から平成二八年十月十七日(月)まで
土日祝日は除く。

三、縦覧時間
午前九時〇〇分から午後五時〇〇分まで(福島県庁、新地町役
場、相馬市役所)
四、インターネットによる公表
福島ガス発電株式会社のホームページにおいても平成二八年九月
十六日(金)から平成二八年十一月一日(火)まで環境影響評価準
備書を閲覧いただけます。(http://dmn.fgas.co.jp/)
五、意見書の提出
環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を
持ちこたは、縦覧場所に備え付けの用紙等に記入のうえ、備え
付けの意見箱(縦覧期間中に設置していただくか、郵送により七
に不す期限に到着するよう、八に不す提出先までお寄せ下さい。

六、意見書の記載事項
イ、意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称
ロ、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表
者の氏名及び主たる事務所の所在地)
ハ、環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見
(意見は、日本語により理由を含めて記載してください。)

七、意見書の提出期限
平成二八年十一月一日(火)当日消印有効

八、意見書の提出先及びお問い合わせ先
〒〇〇〇〇〇五
東京都千代田区丸の内一七一二
福島ガス発電株式会社
TEL 〇三六二六八七三九〇
(土日祝日を除く、午前九時から午後五時まで)
※意見書に記載される個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ
以外の目的には一切使用いたしません。

【説明会】
一、説明会を開催する日時及び場所
平成二八年十月五日(水)午後六時三〇分から午後八時三〇分まで
新地町農村環境改善センター 大集會室
(相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田四〇一)

【お問い合わせ先】
福島ガス発電株式会社
TEL 〇三六二六八七三九〇
(土日祝日を除く、午前九時から午後五時まで)

福島県ホームページに掲載したお知らせ内容

[拡大](#) [標準](#)

[白](#) [黒](#) [青](#)

[検索](#)

[暮らし・福祉](#)

[健康・医療](#)

[防災・安全](#)

[子育て・医療・福祉](#)

[観光・文化・教育](#)

[しごと・産業](#)

[環境情報](#)

[ホーム](#) > [環境影響評価実施案件](#) > 相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画

環境影響評価実施案件

相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画

[Tweet](#) [印刷用ページを表示する](#) 掲載日: 2016年9月16日更新

<更新情報>

平成28年9月16日(金) 事業者が環境影響評価準備書について公告し、縦覧に供しました。

事業の名称	相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画	
事業者	福島ガス発電株式会社	
事業の種類	火力発電所設置事業	
事業の実施区域(予定)	福島県相馬郡新地町(相馬港三号埠頭、四号埠頭、四号埠頭埋立工事工業用地及び五号埠頭)	
事業の規模	出力	約120万kW(約60万kW×2基)
関係地域(※)	相馬市、新地町	
配慮書	公告日	平成26年11月5日(水)
	縦覧期間	平成26年11月5日(水)～平成26年12月4日(木)
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、相馬市役所生活環境課、新地町役場町民課
	意見書提出期間	平成26年11月5日(水)～平成26年12月4日(木)
	福島県環境影響評価審査会	平成26年12月14日(日) 議事概要 [PDFファイル/321KB] 平成27年1月7日(水) 議事概要 [PDFファイル/173KB]
	知事意見	通知日 平成27年1月9日 全文 [PDFファイル/157KB]
方法書	公告日	平成27年5月8日(金)
	縦覧期間	平成27年5月8日(金)～平成27年6月8日(月)
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、相馬市役所生活環境課、新地町役場町民課

福島県環境影響評価条例に基づく案件

[36 渡辺最終処分場第3期計画](#)
[35 \(仮称\)エア・ウォーター小名浜バイオマス発電事業](#)
[34 福島県郡山市砂欠山メガソーラー発電所](#)
[33 糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業](#)
[32 新ごみ焼却施設整備事業](#)
[福島県環境影響評価条例に基づく案件の一覧を見る](#)

環境影響評価法に基づく案件

[18 \(仮称\)阿武隈風力発電事業](#)
[17 \(仮称\)福島沿岸部風力発電構想](#)
[16 \(仮称\)福島阿武隈風力発電構想](#)
[15 \(仮称\)茨城風力発電事業](#)
[14 \(仮称\)苅葉高原ウィンドファーム](#)
[環境影響評価法に基づく案件の一覧を見る](#)

他県との協議等による案件

[1 板谷最終処分場6・7ブロック増設計画](#)

復興特区法における環境影響評価手続の特例に基づく案件

[1 常磐線\(駒ヶ嶺～浜吉田\)復旧事業](#)

福島県特定環境影響評価実施要綱に基づく案件

[3 福島県水産種苗研究・生産施設復旧事業](#)
[2 \(仮称\)野馬追の里風力発電事業](#)
[1 \(仮称\)万葉の里風力発電事業](#)

	意見書提出期間	平成27年5月8日(金)～平成27年6月22日(月)	
	説明会の開催	日時	平成27年5月21日(木) 午後6時30分～午後8時30分
		場所	新地町農村環境改善センター 大集会室
	意見数	0件	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	平成27年6月6日(土) 議事概要 [PDFファイル/219KB]
	知事意見	通知日	平成27年9月18日(金) 本文 [PDFファイル/107KB]
経済産業大臣は、今後、知事意見等を勘案して、事業者に対して環境影響評価項目等について勧告を行います。			
準備書	公告日	平成28年9月16日(金)	
	縦覧期間	平成28年9月16日(金)～平成28年10月17日(月)	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、相馬市役所生活環境課、新地町役場町民課	
	意見書提出期間	平成28年9月16日(金)～平成28年11月1日(火)(当日消印有効)	
	説明会の開催	日時	平成28年10月5日(水)午後6時30分～午後8時30分
		場所	新地町農村環境改善センター 大集会室
	意見数		
	公聴会の開催	-	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
知事意見	通知日		
評価書	公告日		
	縦覧期間		
工事着手の届出			
工事完了の届出			
	公告日		

事後 調査 報告 書	縦覧期間	
対象事業の廃止等		
備考		

(※)環境影響を受ける範囲であると認められる地域

このページに関するお問い合わせ先

[環境共生課](#) 環境影響評価担当

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

福島県庁(県庁へのアクセス)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel: 024-521-1111(代表) E-mail:

[個人情報の取り扱いについて](#) [リンク・著作権・免責事項などについて](#) [福島県ホームページについて](#)
[RSS配信について](#) [福島県の広告事業について](#)

Copyright © 2014 Fukushima Prefecture All Rights Reserved.

当社ホームページに掲載したお知らせ内容

福島ガス発電株式会社

ホーム
Home

会社概要
Company

環境情報
Environmental
Information

発電所予定
Planned Locat

お知らせ Information

2016年10月11日 福島県・相馬港における天然ガス火力発電事業の事業化決定ならびに本事業への新たな事業パートナー参画について

2016年9月15日 「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画」 環境影響評価準備書の縦覧ならびに説明会の開催について
※掲載データはMicrosoft Internet Explorerにて動作を確認しています。それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

2015年4月24日 福島ガス発電株式会社のホームページを立ち上げました。

2015年4月23日 福島ガス発電株式会社を設立しました。

相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
環境影響評価準備書

▲ このページの特

ホーム | 会社概要 | 環境情報 | 発電所予定地 | サイトマップ | プライバシーポリシー
Copyright(c) 2015 Fukushima Gas Power Co.,Ltd. All Rights Reserved.

当社ホームページに掲載した準備書の内容

福島ガス発電株式会社	ホーム Home	会社概要 Company	環境情報 Environmental Information	発電所予定地 Planned Location
-------------------	-------------	-----------------	--------------------------------------	----------------------------



ホーム > 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書

閲覧に関する留意事項

※公表期間：平成28年9月16日（金）から平成28年11月1日（火）までご覧いただけます。
 ※準備書及び要約書は、本ホームページ上にてご覧いただけます。あらましはファイルのダウンロード及び印刷が可能です。
 ※掲載データはMicrosoft Internet Explorerにて動作を確認しています。それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。
 ※本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び電子地形図25000を複製したものです。（承認番号 平28情復、第342号）

環境影響評価準備書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況（自然的状況）

第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況（社会的状況）

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解

第6章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第7章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第8章 方法書についての意見と事業者の見解

第9章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第10章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第11章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

第12章 環境影響評価の結果（12.1.1 大気環境）

第12章 環境影響評価の結果（12.1.2 水環境）

第12章 環境影響評価の結果（12.1.3 動物＜海域に生息する動物＞）

第12章 環境影響評価の結果（12.1.4 植物＜海域に生育する植物＞）

第12章 環境影響評価の結果（12.1.5 景観）

第12章 環境影響評価の結果（12.1.6 人と自然との触れ合いの活動の場）

第12章 環境影響評価の結果（12.1.7 廃棄物等）

第12章 環境影響評価の結果（12.1.8 温室効果ガス等）

第12章 環境影響評価の結果（12.2 環境の保全のための措置）

第12章 環境影響評価の結果（12.3 事後調査）

第12章 環境影響評価の結果（12.4 環境影響の総合的な評価）

第13章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価準備書（要約書）

環境影響評価準備書（要約書）

環境影響評価準備書（あらまし）

環境影響評価準備書（あらまし）



Adobe® Reader® のダウンロード

PDF形式の資料をご覧いただくには、Adobe® Reader® が必要です。お持ちでない方はこちらからダウンロードし、ご利用ください。Adobe® Reader® は、最新版をご使用ください。

▲ このページのトップへ

ホーム | 会社概要 | 環境情報 | 発電所予定地 | サイトマップ | プライバシーポリシー

Copyright(c) 2015 Fukushima Gas Power Co.,Ltd. All Rights Reserved.

**相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
環境影響評価準備書に対する意見書**

お 名 前 〔法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名・代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔個人の方は現在お住まいの住所を、法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地〕	〒 - (国 - -)

環境影響評価法第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

ご意見の項目	ご 意 見 (日本語により意見の理由を含めてご記入ください)
【項目の例】 大気質、騒音・振動、 水質、人と自然との触れ合いの活動の場、 動物・植物、景観、 廃棄物、温室効果ガス等	

注：1. 環境影響評価法施行規則第 12 条の規定により、必ずお名前及びご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A 4 用紙に記入してください。

【意見書の送付先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号 サビアタワー
福島ガス発電株式会社 宛

【意見書の提出期限】

平成 28 年 11 月 1 日（火）[当日消印有効]

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は4件であった。また、その他の意見が9件あった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1. 水環境

No.	意見の概要	事業者の見解
1	・温排水について 大量の温排水を流す設備のようです。影響は少ないとなっていますが、これは机上の計算によるものですか、それとも実際に行った結果ですか。近くには、藻場もあり魚介類がたくさん生息しています。実際に潮流の影響下でも温排水を行い、影響のでない十分な対策をしてください。	本事業では、発電設備の復水器を冷却した海水を温排水として放水します。 温排水の対策としては、水温上昇値を 7℃以下に抑える設計を行うと共に、設置する放水口は、混合希釈効果の高いマルチノズル方式を採用した沖合水中放水方式とすることにより、温排水の拡散範囲を減らすことで、動物の生息環境への影響を低減する計画です。 発電所運転開始後の温排水の影響については、放水口設置予定場所の周辺海域で 1 年間水温や流況の現地調査を行うと共に、その結果を用いて、一般財団法人電力中央研究所が開発した数値モデル（3 次元）を用いて温排水拡散予測を行い、水温の水平分布を計算しています。 この結果は準備書 680 頁～692 頁に記載しています。 現状の水温の場合において、例えば海表面では 1℃以上水温が上昇する面積は 0.3km² となり、2℃以上の水温上昇はみられませんでした。 また、温排水の海域に生息する動物、生育する植物及び藻場への影響については、温排水拡散予測結果から、温排水は魚介類などの生物に影響を及ぼす水温上昇はなく、1℃以上上昇域は近くに存在する藻場まで到達しない結果となっていることから、少ないものと考えております。

2. 大気環境

No.	意見の概要	事業者の見解
2	・騒音と低周波音について 道路交通騒音は、現時点で環境基準値を超えているようです。更に大型の工事が発生、交通量が多くなり騒音が増し影響を受ける近隣への対策は何もしないのですか。近隣の住居④調査地点の運転開始後の騒音と低周波音の予測結果は、環境基準値、参考値ギリギリの値のようですが対策はしないのですか。特に個人差がある低周波音の影響は、病気を誘発する健康被害が多いと聞きます。誠実ある対応を望みます。	・道路交通騒音について 主要な輸送経路には環境基準は定められておりませんが、評価にあたり環境基準及び要請限度を参考値として用いております。 工事中及び運転開始後に、現状に対し新たに車両を用いることとなることから、工事中の車両台数の低減対策として大型機器類は可能な限り工場組立とし、海上輸送を行うことや、工程調整による車両台数の平準化、ピーク時の台数の低減、工事の工夫により用いる車両台数を低減する計画としております。 また、工事中及び運転開始後の予測結果は、現状に対して 0～1 デシベルの増加であり、予測値は参考とした要請限度を下回る結果となっており、影響は少ないものと考えております。 ・近傍住居における運転開始後の騒音、低周波音について

No.	意見の概要	事業者の見解
		騒音については、新地町、相馬市では環境基準の類型は定められておりませんが、評価にあたり参考値として用いております。 低周波音については、基準が定められていないことから、評価にあたり低周音を感じ睡眠影響が現れ始めるとされる値を参照値として用いております。 発電所の稼働にあたり、現状に対し騒音、低周波音が増加することから、低減対策として低騒音型機器の採用、可能な限り機器を屋内配置にすること、及び防音壁や防音カバーの設置を計画しております。 また、運転開始後には騒音、振動、低周波音を定期的に計測し、周辺への影響に十分に留意いたします。
3	・大気環境の粉塵について 既に2号埠頭と5号埠頭に貯炭場がありますが、自らが防塵対策を行い他社に影響を及ぼさないようにしてください。また震災後交通量が多く砂ぼこりが舞い上がっています。自社での粉塵対策が肝心であり、安全対策は自社自らが行ってください。	本事業の工事期間中に3号埠頭及び5号埠頭を利用する際に並びに供用期間中は、準備書に記載の下記の通り、過去の発電所建設事例を参考にした実効性のある適切な粉じん対策を実施いたします。 また、本発電所の燃料には石炭を使用しないことから、貯炭場のような石炭粉じんは発生いたしません。 工事中の資材等の搬出入に伴う粉じん対策 ・大型機器類は可能な限り工場組立とし、海上輸送を行うことで工事関係車両台数の低減を図る。 ・工程等の調整による工事関係車両台数の平準化により、ピーク時の工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事関係者の通勤においては、可能な限り乗り合い等により、工事関係車両台数を低減する。 ・掘削工事に伴い発生する土砂は、極力対象事業実施区域内で埋め戻し及び盛土として利用することで工事関係車両台数の低減を図る。 ・粉じん等の飛散防止を図るため、工事関係車両の出場時には、必要に応じタイヤ洗浄を行う。 ・土砂等の運搬車両は、適正な積載量及び運行速度により運行するものとし、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。 ・環境保全会議等を通じて、上記環境保全措置を工事関係者へ周知徹底する。 工事中の建設機械等の稼働に伴う粉じん対策 ・大型機器類は可能な限り工場組立とし、建設機械の稼働台数の低減を図る。 ・工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用する。 ・事前に工事工程の調整等を行うことで建設機械稼働台数の平準化を図り、建設機械の稼働による影響の低減に努める。 ・点検、整備により建設機械の性能維持に努める。 ・粉じん等の発生の抑制を図るため、必要に応じ散水等を行う。 ・環境保全会議等を通じて、上記環境保全措置を工事関係者へ周知徹底する

No.	意見の概要	事業者の見解
		供用期間中の資材等の搬出入に伴う粉じん対策 ・発電所関係者の通勤においては、可能な限り乗り合い等により、発電所関係車両台数の低減を図る。 ・定期検査工程の調整による発電所関係車両台数の平準化により、ピーク時の発電所関係車両台数を可能な限り低減する。 ・粉じん等の飛散防止を図るため、発電所関係車両の出場時には、必要に応じタイヤ洗浄を行う。 ・環境保全会議等を通じて、上記環境保全措置を発電所関係者へ周知徹底する。
4	相馬市に在住するものとして相馬港が活性化することは、相馬市あるいは新地町、更には福島県の東日本大震災からの復興や発展に繋がるものとして大いに期待しているところであり、今回計画のガス発電についても雇用の創出等、希望を持って見守っています。しかしながら、最近、ガス発電自身の事由で、隣接する3号埠頭の活用や荷役に制約を加えるなどの事が起こっていると聞いている。3号埠頭は、1号・2号埠頭に比べて、大型船の利用など公共埠頭として最も利活用されるべきなのに、1事業者のために、制約がかかることに疑念が生じます。想定される埠頭の活用や荷役を考慮し、貴社自ら粉塵対策等をきちんと行うことにより、相馬港の発展に寄与していただきたい。今の状況では、他の埠頭利用者にも制約がかかることが予想されるので真剣に取り組んでいただきたい。	本事業の工事期間中に当社は資材置場として3号埠頭を利用いたしますが、この事由以外には、当社より3号埠頭の活用や荷役に制約条件を与えてはおりません。 また、本事業の工事期間中に3号埠頭を利用する際には、準備書に記載の前述の通り、過去の発電所建設事例を参考にした実効性のある適切な粉じん対策を実施いたします。 なお、本事業においては、法令に基づく環境影響評価を実施し、環境負荷が小さいことを確認した上で、地元とも緊密に連携を取り、本計画を実行いたします。

3. その他環境関係

(参考) 環境保全の見地から以外の意見

No.	意見の概要	事業者の見解
5	小高区からの避難者です。今回の東日本大震災により大きな津波が来ることを東京電力は想定していたにもかかわらず津波対策をせずに原発事故が起っています。原子力発電を絶対に安全と言って作り、作った電力は東京で消費していました。この計画も2020年東京オリンピック・パラリンピック時に間に合うように供給源を確保と言うことですが、東京のみなさんはどこまで知っていますか。昨年10月、米カリフォルニア州ロサンゼルスで天然ガス漏れ事故で2000世帯以上が転居と言うをニュースを見ました。原発事故で避難し、今度はガス事故で死亡や避難とならないように絶対事故を起こさない安全対策をしてください。 今話題となっている豊洲市場のような安全対策に瑕疵はありませんか。 絶対に安全で問題のない設備ならより東京に近いところに作られたほうが経済的ではないでしょうか。 危険だから地方の辺鄙なところへでは、震災復興事業ではありません。福島・国際研究産業都市を笠に	本発電所の発電設備設計にあたっては、電気事業法に基づいた火力発電所の技術基準や関係法令に従うと共に、JEAC等の基準に従って耐震設計していることから発電所の安全性に問題はないと考えております。また、操業期間中においても、関係法令に基づき必要な検査や審査を受け、発電所の安全性を維持してまいります。 福島県浜通り地区には、これまでに、原子力発電所や石炭火力発電所が設置されておりますが、本発電所は福島県初のLNG火力発電所であります。本事業の実施によって、福島県浜通りにおける雇用創出、企業誘致等の更なる経済復興効果に貢献し、また、広域的にも、現在の大都市近郊に集中的に偏在するLNG火力発電所の分散に繋がり、我が国全体の電力エネルギーセキュリティの向上に資するものと考えております。

No.	意見の概要	事業者の見解
	強引に推進しているように感じられます。どうしてもこの場所なら時間がかかっても（オリンピックに間に合わせるのが第一ではない）絶対に事故を起こさない安全対策を講じ建設して欲しい。	
6	消防OBです。この設備は相当に危険な設備だと思っています。 震災復興に名を借りて、安易に事を進めないでください。 人と自然との触れ合いの場で、危険が隣り合わせでは困ります。 予防の視点から、自らで安全対策を十二分に行ってください。 そのうえで、近隣地域住民への万が一の対応を講じてください。 この計画を推進している方は、当然にこの設備の危険性を認識している事と思われしますので、絶対に安全であるという対策を行ってください。 東電の原発対応は、最近もニュースで「損傷鉄構一度も点検せず」と義務付けられた点検を昭和53年以降一度も点検しないで隠蔽し続けてきた事が報じられました。このように危険な設備には隠したいことがあると思いますが、安全対策に嘘や隠し事があると信用できません。 近隣には多くの人が集う集合施設がたくさんあり、最も近いところには火力発電所もあります。安全な設備でなかったら人も自然も破壊します。	
7	環境評価以前の問題として、このような施設は、絶対に事故を起こさない安全対策を行うことが基本で有り、そのうえに万が一の対策として、近隣地域住民への影響を回避する方法を講じていると理解していますが、事前に安全対策の説明をしっかりと行い、人や自然への影響が少ない設備であるということを周知していただきたい。	
8	ガス漏れや爆発事故を起こしたら人と自然に甚大な影響を及ぼします。事故を起こさないことが環境影響評価の基本に有ると思いますが、肝心である『防災アセスメント』はどうなっていますか。東日本大震災クラスより大きな地震・津波がきても安心できる対策をしてください。	本事業の実施区域は、石油コンビナート等特別防災区域には該当しないため、石油コンビナート等災害防止法に基づく福島県による防災アセスメントは実施されませんが、本発電所は、前述の通り、電気事業法等の関連法規を遵守した上で、保安の確保を最優先とし、設計、建設、運転及び保守を行い、設備を常に良好な状態に維持することによって、事故の未然防止を図ります。設備面では、燃料ガス漏洩を防止するため燃料ガス配管は原則溶接構造とし、万が一の燃料ガス漏洩が早期検出可能となるようガス検知器を設置し、法令上必要な消火設備を設ける計画です。また、緊急時に適切に対処できるよう、あらかじめ対応手順を定め、定期的に訓練や教育を行う計画です。
9	建設予定地周辺には、相馬市が誇る豊かな自然景観の中にサッカー場やソフトボール場・パークゴルフ場・海水浴場や魚市場、更には子供ランドなど不特定多数の人の出入りがあります。他にも企業が沢山ありますが、ガス事故を世界的に見ると、かなりの頻度で発生しており、しかも死亡例が多々見られています。万が一にもあってはならないガス漏れやガス爆発事故が発生した場合、これらの施設に対する人の命と環境、さらには自然に甚大な被害と影響を及ぼしますが、これらに対する事故対応と安全対策をどのように考えているのか。	今後も地元の消防等のご意見を頂きながら、より災害に強い発電所となるよう努めてまいります。

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
10	ガス発電所と LNG タンクを完全に遮断する対策を行い、どのような事故が起きても LNG タンクに影響を及ぼさないようにしてください。	本発電所に隣接する石油資源開発株式会社の相馬 LNG 基地は、ガス事業法等の関連法規を遵守した上で、保安の確保を最優先とし、設計、建設、運転及び保守を行うと伺っております。また、地震や津波対策も取られていることや、近隣の保安物件等に対する必要な離隔距離が確保されていることから、安全性に問題はないと伺っております。 防災計画については、前述のとおりとなります。
11	LNG貯蔵には防液堤は設置されると思うが、近隣には多くの人が集まる施設が多いことから、人命を守るため爆風を想定した爆風壁等の対策は必要ないのか。 また、発電所と県や市など各行政機関とのガス漏れやガス爆発災害に対する防災計画をどう進めるのか。	
12	福島県では、福島第一原子力発電所による爆発事故により放射能漏れを起こし、5年半を過ぎた今なお避難生活が続いています。原子力発電所の建設は絶対に爆発事故が起らないとの安全神話でしたが、水素爆発により4基共に建物が崩壊いたしました。天然ガス発電所も絶対安全はないと思うが、これら各種考えられる事故の要因とは何か。また、それぞれの要因に対する安全対策を伺いたい。 併せて、世界的に懸念されているテロ対策は十分なのか。	本発電所の燃料はメタンを主成分とする天然ガスであり、原子力発電所の燃料であるウランとは特性が異なります。具体的には、ウラン燃料は発電所停止操作後も残留熱を発するため、その熱除去を一定時間実施する必要がありますが、福島第一原子力発電所の事故は、この残留熱除去が適切に行えなかったことが爆発等の事故に繋がったと考えられております。一方で、天然ガスには、そういった特性がないことから、水素爆発のような事故は発生いたしません。 テロ対策として、敷地は頑丈なフェンスで囲むと共に、複数の防犯カメラを設置することで不要な人の立ち入りを防ぐと共に、警備員を配置及び巡回させ、厳格な入退構管理を行う計画です。更に、万が一の事態に適切に対処できるよう、あらかじめテロ対応手順を定め、定期的に訓練や教育を行う計画です。
13	テロ対策にも万全を期し、世界一安全なガス発電所と言われる対策を行い、想定外の事が起こったとしないようにしてください。	